サービス付き高齢者向け住宅　暖家　1号館

重要事項説明書

1.事業主体

事業主体の名称	株式会社　ダンケ	
事業主体の所在地	〒990-2447　山形県山形市元木1丁目10番45号	
事業主体の連絡先	電話番号	023-633-6003
	FAX番号	023-633-6007
事業主体の代表者	氏　名	浅野　裕幸
	職　名	代表取締役

2.住宅概要

建物の名称・所在地等	名　称	サービス付き高齢者向け住宅　暖家　1号館				
	所在地	山形県山形市元木1丁目10番45号　ダンケビル				
	建て方	共同建	構　造	非木造(ALC造)　5階建	戸　数	12戸
	工事完了年	平成7年　(大規模修繕を平成24年実施)				
住宅登録年月日		令和5年3月29日				
住宅登録番号		山形市サ高23-1				

3.住宅概要(住居部分)

住戸番号	号室	間取り	1　K	面　積	㎡
設備等	加齢対応構造等	有			
	台所	有			
	トイレ	専用(水洗)			
	収納設備	有			
	洗面設備	有			

設備等	浴室	有
	シャワー	有
	洗濯機置場	無
	給湯設備	有(ガス)
	ガスコンロ・電気コンロ・IH 調理器	有
	冷暖房設備	有
	緊急通報設備	有
	安否確認設備	有
	備え付け照明設備	有
	オートロック	無
	地デジ対応・CATV 対応	有
	インターネット対応	有
	メールボックス	無(暖家より配達)
	宅配ボックス	無
	鍵	有(ご本人・ご家族・施設各 1 本)
	使用可能電気容量	(　　30　　)アンペア
	ガス	有(都市ガス)
	上水道	受水槽
	下水道	有(浄化槽)
設備等(共用部分)	談話室	無(
	台所	無
	食堂	無
	収納設備	無
	共同浴室	無
	緊急通報設備	無
附属設備	駐車場	含まない
	物置	含まない
	専用庭	含まない

4.生活支援各サービス内容

サービスに対する方針等	私たちは、どんな時も『ありがとう』の気持ちを大切に考えます。 ご利用者様に此処に住んで良かったという気持ちになっていただけるよう、「人」の繋がり、「心」の繋がりを大切にし、この地域、この土地での暮らしをいかに快適にできるかを考え、お一人お一人の「幸せづくり」をお手伝いいたします。

	尚、常日頃よりきめ細かいサービスを提供させていただけるよう心掛けております。
基本サービス内容	・状況把握サービス (日中などの定期的な状況確認・安否確認) (ナースコールを使った状況確認) (健康相談・バイタルチェック) ・生活相談サービス (電話やナースコールを使った生活相談) (状況確認時などの生活相談) ・配食サービス (朝・昼・夕の食事の配食) ・その他、基本サービス (来訪者の受付・対応) (ご家族からの問い合わせ対応) (宅配便、郵便物などの受付代行) (新聞等定期購読の配達) (クリーニングの取次(クリーニング代は個人負担)) (薬・水分等の管理) (個人宅の電球交換(電球代は個人負担)) (家電製品修理の相談、業者等への対応代行) (個人宅のゴミ出し、古新聞などの回収) (灯油や加湿器等の補充) (病院・美容院へ予約の手配) (介護タクシー・タクシーなどの手配) (介護保険に関する相談) (緊急時の対応)
上記以外の生活支援サービス	・通院介助(病院へ付き添い) ・買い物代行 ・薬剤受付代行 ・洗濯代行

5.料金等

賃料	50,000 円	翌月分(毎月、月末まで)
管理費	18,000 円	翌月分(毎月、月末まで)

敷金	賃料の１ヶ月分		50,000 円
状況把握・生活相談サービス費(サポート費)			30,000 円 （税別）
上記以外の生活支援サービス	・通院介助 ・買い物代行 ・薬剤受取代行 ・洗濯代行代		30 分 600 円（税別） 300 円/1 回（税別） 300 円/1 回（税別） 4,000 円/1 ヶ月（税別）
備考	通院や買い物代行の送迎等にて施設車両を使用した場合 3 キロ未満　300 円　6 キロ未満　600 円　10 キロ未満　1000 円　(往復)　[税別]		
食費	・朝食　600 円（税別） ・昼食　700 円（税別） ・夕食　900 円（税別）		
水道光熱費	・自己負担(水道代は管理費に含む)		
サービスの提供方法	常駐する者及び時間帯	1 名	08：30　～　17：30
	常駐する者の不在時の対応及び時間帯	緊急呼び出しシステム	17：30　～　08：30 (宿直者対応)

6.支払い方法

支払い方法	□振込方法　振込先金融機関名：米沢信用金庫　山形支店 預金：普通 口座番号：0993966 口座名義人：株式会社　ダンケ 振込手数料負担者：借主 □持参方式　持参先：株式会社　ダンケ
備考	毎月１０日前後に請求書発行いたします。当月月末までにお支払下さい。

7.契約解約等

入居者からの解約	入居者は事業主体に対して、契約の解約をする場合は３０日前まで申し入れを行う事により本契約を解約する事ができます。
事業主体からの解約	賃料支払義務違反 管理費支払義務違反 基本サービス費支払義務違反 その他サービス費支払義務違反 その他、契約書に記載する事項違反

8.苦情の受付について

苦情の受付について	(1)当事業における苦情の受付 当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口でお受け付けいたします。 ○苦情受付窓口(担当者) 職名、氏名・代表取締役、浅野　眞弓 ○受付日時　月～金　08:30～17:30 TEL023-633-6003　FAX023-633-6007 (2)行政機関他苦情受付機関 ○山形市役所　指導監査課 TEL023-641-1212 山形県山形市旅篭町2丁目3番25号